

国立大学法人福井大学
平成 25 事業年度監査報告書

平成 26 年 7 月 16 日

監事 舟 木 幸 雄

監事 福 島 一 政

私ども監事は、平成 25 事業年度（平成 25 年 4 月 1 日より平成 26 年 3 月 31 日まで）について別添 1.「平成 25 年度国立大学法人福井大学監事監査計画書」に基づき監査を行いました。

その結果については、別添 2.「平成 25 事業年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書」に記載のとおりであります。

以上

(別添)

1. 平成 25 年度国立大学法人福井大学監事監査計画書
2. 平成 25 事業年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書

(参考) 独立監査人の監査報告書

平成 25 年度国立大学法人福井大学監事監査計画書

平成 25 年 7 月 26 日

国立大学法人福井大学監事監査要綱第 10 条及び国立大学法人福井大学監事監査実施基準第 2 の規定により、平成 25 年度の国立大学法人福井大学監事監査計画を次のとおり定める。

1. 基本方針

国立大学法人として第 2 期中期目標期間 4 年目となる平成 25 年度の監査においては、関係法令や本学の中期計画、年度計画等の実施状況を確認しつつ、前年度と同様に役員会その他重要な会議への出席等により業務に対する期中監査を継続し、これまでの監査結果についてのフォローアップを行う。

また、監査の重点事項を掲げ検証を進める。

2. 実施期間

(1) 業務監査 監査室等と連携し年度を通して期中監査を行うほか、平成 25 年度終了後の平成 26 年 6 月までに期末監査を行う。

(2) 会計監査 会計監査人等による会計監査を踏まえ、年度を通して期中監査を行うほか、平成 25 年度の会計に関し平成 26 年 6 月までに期末監査を行う。

3. 監査方法

監査は書面監査及び実地監査により行う。

書面監査は監査対象部門に出向かず、監査対象部門から提出された監査調書等により監査を実施し、実地監査は監査対象部門に出向き、帳票その他証拠書類の原本確認及び現物の照合確認並びに監査対象部門の長からの概況聴取・質疑応答、監査対象部門の担当者からの個別聴取・質疑応答等の方法により実施する。

(1) 業務監査

期中監査は、次に示すほか監査室等による内部監査の報告を受けその内容を確認する。

ア. 役員会、経営評議会、教育研究評議会その他重要な会議へ出席する。

イ. 重要な決裁書類を閲覧する。

ウ. 学長との定期的または随時にミーティングにより日常監査を通しての所見を伝え、意見交換を行う。

エ. 常勤理事および各部長等から、定期的にまたは随時に業務状況を聴取する。

オ. 必要に応じて各部局の責任者等から業務報告を求めるほか、監査室・会計監査人の監査に同行、立会い、監査を行う。また、必要ある時は、会計監査人に直接監査を依頼し、結果を確認する。

期末監査は、平成 25 年度の業務全般に関し、学長等から概況聴取を行うとともに、必要に応じ担当者からの個別聴取及び書類監査を行う。

また、その他必要な事項を監査するものとする。

(2) 会計監査

期中・期末監査において、会計監査人等による会計監査の報告を受けその内容を確認するとともに、平成 25 年度の決算関係書類を調査し、決算の状況等を監査する。

また、その他必要な事項を監査するものとする。

4. 監査対象部門

(1) 業務監査 全部局を対象部門とする。

(2) 会計監査 主に事務局財務部を対象部門とするが、必要に応じ他の部局も対象部門とする。

5. 重点監査事項

次の事項を平成 25 年度の重点監査事項とし、検証を進める。

(1) 法人の内部ガバナンスと大学運営

(2) コンプライアンスに関する事項

(3) 医学部附属病院の財務並びに運営状況

6. 監事会 原則として監事会を毎月行うものとする。

7. その他

三者協議（監事・監査室・会計監査人）を定期的に行い、速やかな改善に向けたアクションができるよう随時意見交換を行うものとし、有効かつ効率的な連携を図るものとする。

平成 25 事業年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書

私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、国立大学法人福井大学の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの平成 25 事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、本意見書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続きに従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本学における業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告、説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表及び決算報告書は、国立大学法人福井大学の財務運営及び決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。

平成 26 年 6 月 13 日

国立大学法人福井大学

監 事 舟 木 幸 雄



監 事 福 島 一 政



独立監査人の監査報告書

平成26年 6月13日

国立大学法人福井大学
学 長 眞 弓 光 文 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

岡 田 栄 明 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

安 田 康 宏 

<財務諸表監査>

当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第39条の規定に基づき、国立大学法人福井大学の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第10期事業年度の利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。以下同じ）について監査を行った。

財務諸表に対する学長の責任

学長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために学長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、学長が採用した会計方針及びその適用方法並びに学長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人福井大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜準用通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する意見＞

当監査法人は、準用通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人福井大学の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第10期事業年度の利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書について監査を行った。

利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する学長の責任

学長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること及び予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか及び決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

準用通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する監査意見

当監査法人の監査意見は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

＜事業報告書に対する報告＞

当監査法人は、準用通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人福井大学の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第10期事業年度の事業報告書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

事業報告書に対する報告

当監査法人は、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が国立大学法人福井大学の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上